

# 中古住宅売買かし保証業務に必要な提出図書一覧

## ●一戸建て用

- ※ お申込み頂ける物件は、当社が行う既存住宅状況調査を実施し、かつ劣化事象等がない物件です。  
(劣化事象等について、修補が完了したことを当社が確認できたものはお申込み頂けます。)
- ※ 表 I の図書の一部は、既存住宅状況調査時に提出済みの書類で代用することができます。
- ※ 受付時において、その他必要となる書類の提出をお願いする場合がございます。

表 I. 提出書類 (申込みに必要な書類は、状況調査終了後に報告書と合わせてご送付いたします。)

	書類名称	記載事項	提出図書
1	別記 1 保証業務申込書写し	お申込み情報・お問い合わせ先・料金請求先等	1 部 必須
2	付近見取図写し★	調査対象物件の場所が分かるもの	1 部 必須
3	平面図写し★	各階の間取り図 (販売用間取りも可)	1 部 必須
4	確認済証・検査済証等の写し ★※1	新耐震基準であることを証する書類の写し ※2	1 部 必須
5	建物登記簿謄本の写し★	保証対象となる建物の登記簿謄本の写し	1 部
6	売買契約書の写し	売買契約書の全ページの写し	1 部 必須
7	契約内容確認シート写し	住宅取得者様 (売買契約書の買主欄に記載される全ての方が、署名または記名押印ください) ※3	1 部 必須
8	中古住宅売買かし保証_保証内容確認シート	住宅取得者様 (売買契約書の買主欄に記載される全ての方が、署名または記名押印ください) ※3	1 部 必須
9	当社の既存住宅状況調査報告書概要書の写し	第三者が当社に既存住宅状況調査を依頼し、その調査結果について引用する場合にご提出ください	1 部

★ 既存住宅状況調査のお申込み時にご提出されている場合は、提出不要です。

※1 これら書類の提出がない場合は、調査後に交付する【建物状況調査の結果の概要 (重要事項説明用)】の耐震性書類の確認欄に『不明』と表記されます。

※2 新耐震基準 (昭和 56 年 6 月 1 日 (1981 年) 以降に建築されたもの) を証する書類は、下記のいずれかの書類をご提出ください。

- (ア) 確認済証
- (イ) 検査済証
- (ウ) 確認台帳記載事項証明 (建築計画概要書の写し等は認められません)
- (エ) 新築時の建設住宅性能評価書
- (オ) (新築) 住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書

なお、既存住宅瑕疵保険 (個人間売買【検査機関保証型】) を付保する際には、上記(ア)~(オ)の書類がなくても、次の書類(カ)により、既存住宅瑕疵保険の要件となる新耐震基準を満たす書類とすることができます。

(カ) 住宅金融公庫の融資を受けたことが分かる書類 (次のいずれか)

- ① 公庫融資設計審査に関する通知書 (合格年月日に日付が昭和 56 年 6 月 1 日以降)
- ② 公庫融資現場審査に係る通知書 (竣工時) (合格年月日の日付が昭和 58 年 4 月 1 日以降)
- ③ 登記事項証明書 (住宅金融公庫による抵当権の設定登記の日付が昭和 58 年 4 月 1 日以降)

※3 住宅取得者様に対して、当社が加入する既存住宅瑕疵保険 (個人間売買【検査機関保証型】) の保険内容及び当社の保証内容に関する免責事項等のうち、重要な項目についてご確認いただく書類となります。

## ●共同住宅（住戸型・住棟型）用

- ※ お申込み頂ける物件は、当社が行う既存住宅状況調査を実施し、かつ劣化事象等がない物件です。（劣化事象等について、修補が完了したことを当社が確認できたものはお申込み頂けます。）
- ※ 表Ⅱの図書の一部は、既存住宅状況調査時に提出済みの書類で代用することができます。
- ※ 受付時において、その他必要となる書類の提出をお願いする場合がございます。

表Ⅱ. 提出書類（申込みに必要な書類は、状況調査終了後に報告書と合わせてご送付いたします。）

	書類名称	記載事項	提出図書
1	既存住宅状況調査申請書写し	物件情報・お問い合わせ先・料金請求先等	1部 必須
2	付近見取図写し★	調査対象物件の場所が分かるもの	1部 必須
3	平面図写し（住戸型）★	調査対象住戸の各階間取り図（販売用間取りも可）	1部 必須
	平面図写し（住棟型）★	住棟の各階平面図（屋上階を含みます）	1部 必須
4	構造図写し（住棟型のみ）★	<ul style="list-style-type: none"> <li>・構造特記仕様書</li> <li>・各階伏図＋軸組図</li> <li>・梁リスト</li> <li>・壁リスト</li> <li>・床リスト</li> <li>・柱リスト</li> </ul>	1部 必須
5	確認済証・検査済証等の写し★※1	新耐震基準であることを証する書類の写し ※2	1部 必須
6	立面図写し（任意提出）★	図面等があればご提出ください	1部
7	長期修繕計画書の写し★	既存住宅瑕疵保険（個人間売買【検査機関保証型】）の付保を希望される場合は、ご提出ください。 ※3	1部
8	建物登記簿謄本の写し★	保証対象となる建物の登記簿謄本の写し	1部
9	売買契約書の写し	売買契約書の全ページの写し	1部 必須
10	契約内容確認シート写し	住宅取得者様（売買契約書の買主欄に記載される全ての方が、署名または記名押印ください） ※4	1部 必須
11	中古住宅売買かし保証_保証内容確認シート	住宅取得者様（売買契約書の買主欄に記載される全ての方が、署名または記名押印ください） ※3	1部 必須
12	当社の既存住宅状況調査報告書概要書の写し	第三者が当社の既存住宅状況調査を依頼し、その調査結果について引用する場合にご提出ください	1部

★ 既存住宅状況調査のお申込み時にご提出されている場合は、提出不要です。

※1 これら書類の提出がない場合は、調査後に交付する【建物状況調査の結果の概要（重要事項説明用）】の耐震性書類の確認欄に『不明』と表記されます。

※2 新耐震基準（昭和56年6月1日（1981年）以降に建築されたもの）を証する書類は、下記のいずれかの書類の写しをご提出ください。

- (ア) 確認済証
- (イ) 検査済証
- (ウ) 確認台帳記載事項証明（建築計画概要書の写し等は認められません）
- (エ) 新築時の建設住宅性能評価書
- (オ) （新築）住宅瑕疵担保責任保険の付保証明書

なお、既存住宅瑕疵保険（個人間売買【検査機関保証型】）を付保する際には、上記(ア)～(オ)の書類がなくても、次の書類(カ)により、既存住宅瑕疵保険の要件となる新耐震基準を満たす書類とすることができます。

(カ) 住宅金融公庫の融資を受けたことが分かる書類（次のいずれか）

- ① 公庫融資設計審査に関する通知書（合格年月日に日付が昭和56年6月1日以降）
- ② 公庫融資現場審査に係る通知書（竣工時）（合格年月日の日付が昭和58年4月1日以降）
- ③ 登記事項証明書（住宅金融公庫による抵当権の設定登記の日付が昭和58年4月1日以降）

※3 長期修繕計画書がある場合は、長期修繕計画書の書類確認により、屋上階（屋根）等の一部の調査対象部位について、既存住宅瑕疵保険を付保するための現地確認検査に替えることができます。

※4 住宅取得者様に対して、当社が加入する既存住宅瑕疵保険（個人間売買【検査機関保証型】）の保険内容及び当社の保証内容に関する免責事項等のうち、重要な項目についてご確認いただく書類となります。